

2023年5月8日

## 教育活動における新型コロナウイルス感染対策について

あいち福祉医療専門学校

2023年5月8日を以て新型コロナウイルス感染症が感染症法（感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律）上の2類相当から5類に引き下げられました。それに伴い愛知県教育委員会より「教育活動の実施等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の改定が発表されました。但し、あいち福祉医療専門学校（以下「本校」）は各養成施設指定規則において、医療機関や福祉士施設等での実習が義務付けられているという特殊事情に鑑み、ガイドラインを参考にし、下記のとおり、新型コロナウイルス感染対策（以下「対策」）を施します。

### 1. 感染症対策の実施

#### （1）健康観察

登校前の検温を徹底し、登校時に担任が学生の体調チェックをするとともに記録簿に記録する。体温が通常より高い場合（概ね37℃以上）や、咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には登校前に担任に電話等で報告し、登校の可否の判断を仰ぐこととする。担任は当該学生に対して、無理をせず、自宅で休養、医療機関での受診を呼びかける。その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることをもって、登校を一律に制限することはない。

#### （2）換気の確保・手洗い等の手指衛生

機械換気を含め常時換気を実施する。校内では低オゾン発生装置を24時間稼働し、ウイルス等の殺菌を実施する。流水と石けんによるこまめな手洗いをするよう指導する。

#### （3）マスクの取扱い

学内では、マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、グループワークや演習等、学生同士が接近して授業を行う場合や、混雑した電車・バスを利用する場合は感染対策の観点からマスクの着用を推奨する。

### 2. 新型コロナウイルス感染が判明した場合の出席停止措置

#### （1）出席停止の基準等

ア. 感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。

イ. 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨する。

ウ. 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止としない。

#### （2）出席停止の対象者

ア. 感染が判明した者

イ. 以下の場合、学校長が認める場合に出席停止とすることがある。

- ・ 新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や感染するおそれのある場合
- ・ 医療的ケアや基礎疾患により、登校すべきでないと判断された場合
- ・ 家族・親族から、感染が不安で当該学生を休ませたいと相談があり、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合

### (3) 臨時休業の判断

「ガイドライン」の規定に従う。

## 3. 介護実習、精神保健福祉援助実習、臨床実習（以下「実習」における感染症対策

実習先の感染対策に準拠することを原則として以下の点を別に定める。

- (1) 実習前、実習中のアルバイトは妨げないが、自己で、感染対策を実施し、感染リスクの高いアルバイトは実施しないことが好ましい。
- (2) 実習開始7日前も旅行・外泊・不特定多数が参加する集会・イベント等に参加する場合は、事前に担任及び実習指導者に報告をすることとする。
- (3) 健康観察については 1. (1) と同様とする。但し、担任を担任及び実習指導者に読み替える。
- (4) 令和5年4月25日付文部科学省・厚生労働省発事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所、養成施設の対応及び実習施設への周知事項について」に基づき、実習前の PCR 検査、抗原検査及び、ワクチン接種は義務付けない。

※上記(1)から(4)において実習先の基準または指示がある場合は、本校と実習施設にて協議し個別対応とすることもある。

## 4. 実習の中止または中断の基準

- (1) 当該学生および巡回教員がウイルス検査で陽性となった場合
- (2) 実習施設内において院内感染が疑われる場合
- (3) その他、新型コロナウイルス感染症拡大により、実習施設または本校が実習を中断または中止することが適当と判断した場合

※中止および中断期間及び中止・中断期間の代替措置についてガイドライン、その他法令を参考としつつ実習施設の事情を考慮して本校と実習施設が協議して決定する。

※(1)に該当する者が判明した場合は、直ちに本校および実習施設へその旨連絡する。

## 5. その他

- (1) 感染が流行した場合は国・愛知県・及び関係省庁の方針に従い上記対策を適宜修正し、適切に対応する。
- (2) 感染対策を有効にするため、実習先と連絡を密にし、情報を共有することに努める。
- (3) この対策は2023年5月8日以降当面の間、適用する。

以上